PLUS1
価値ある不動産へ

No 052804

# プラスワン通信

## ＜財産を相続させたくない息子にどう対処するか？＞

**Q.**

長男が、競馬競輪に明け暮れて、不動産を売れとしつこく言い、
最近は暴力を振るうようになりました。
このような長男に財産を相続させたくありません。
何か方法はありませんか？

**A.**

推定相続人の廃除（民法892条）という方法があります。
家庭裁判所への申し立てにより、調停もしくは審判を経て、認められれば、その長男は初めから相続人ではなかったものとされ、遺留分の権利も失います。
また、長男の同意が得られない場合でも手続きは進められます。
他に遺言による推定相続人の廃除という方法もあります。

## 推定相続人の廃除が認められるには？

【要件】
①廃除は、遺留分を有する推定相続人に限られます。
（遺留分が無い兄弟姉妹は廃除することは出来ません。）
②被相続人が虐待もしくは重大な侮辱を受けた場合。
③その他、著しい非行が認められる場合。
上記の要件が整えば、長男の相続人としての権利は無くなります。
ただし、相続権や遺留分まで奪う制度である為、よほどの事由がなければ、推定相続人の廃除は認められず、ちょっとした親子喧嘩程度では認められません。

推定相続人の廃除が認められた後に長男が改心してまじめになり、さすがに全く相続させないのは可哀想だと思うようになった場合は、推定相続人の廃除の取り消し（民法894条）を行なうと、長男の相続権は回復します。（横山）

株式会社プラスワン
〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1-9-11　石川COビル5階
TEL:03-3255-2305/FAX:03-3255-2306

お気軽にご相談ください

**TEL：03-3255-2305**
**Mail：info@kkplus1.com**